

徳島県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 8	阿南小松島	小松島市櫛渕町字外開一六五番一地先から 同 立江町字中ノ坪一七〇番地先まで 小松島市立江町字中ノ坪二七八番地先から 同 二六 一番一地先まで	三二四・八 二八三・六	令和八年三月六日